

# 令和6年能登半島地震による被災者の カレードにおける特例措置について

野々市市に避難している方にも、野々市市立図書館をご利用いただけるよう、利用者カードが作成できるようになりました。

## 「災害特例臨時利用カード」の対象となる方

被災地から野々市市に避難している方で、「本来野々市市立図書館の利用資格を満たしていない」人

※野々市市以外に避難している方はお作りできません

※野々市市に在住・在勤・在学、もしくは金沢市・白山市・かほく市・内灘町・津幡町・川北町にお住まいの方は通常の利用者カードをお作りできます

※0歳からお作りいただけます

## 「災害特例臨時利用カード」の作り方

- ① 利用希望者本人の身分証（名前・住所がわかるもの）をお持ちください  
※被災により身分証の提示ができない場合は、その旨をお伝えください
- ② 「貸出登録申込書」に、氏名、生年月日、元の住所、連絡先、避難先、避難先での連絡先をご記入いただき、カウンターにお持ちください

## 「災害特例臨時利用カード」の利用範囲

【有効期限】 発行より6か月（その後も同様の状況が続くようなら6か月単位で更新可）

サービス	可否
貸出・返却	○
予約・リクエスト・相互貸借	×
ののいち電子図書館	○
学習席・PC専用席・視聴覚ブース・インターネットブース	○
タブレット（館内利用のみ）	○
館内 Wi-Fi	○

※なお、館内資料の閲覧、資料の複写は、カードをお持ちでなくても、どなたでもご利用いただけます。